

イーストスプリング・
アジア・オセアニア
好配当株式オープン
(毎月分配型)

追加型投信／海外／株式

受益者のみなさまへ

平素は格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。

当ファンドは、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に実質的に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。当作成対象期間につきましてもこれに沿った運用を行ってまいりました。ここに、その運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のご愛顧を賜われますよう、お願い申し上げます。

作成対象期間 2020年3月17日～2020年9月14日

第168期 2020年4月14日決算 第171期 2020年7月14日決算

第169期 2020年5月14日決算 第172期 2020年8月14日決算

第170期 2020年6月15日決算 第173期 2020年9月14日決算

日経新聞掲載名: アジオセ

第173期末	基準価額	6,839円
	純資産総額	3,691百万円
第168期～ 第173期	騰落率	15.6%
	分配金合計	120円

(注)騰落率は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

〒100-6905

東京都千代田区丸の内2-6-1丸の内パークビルディング

<https://www.eastspring.co.jp/>

【お問い合わせ先】

電話番号：03-5224-3400

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

当ファンドは、信託約款において運用報告書(全体版)を電磁的方法によりご提供することを定めております。運用報告書(全体版)は、下記の手順で閲覧、ダウンロードすることができます。なお、書面をご請求される方は、販売会社までお問い合わせください。

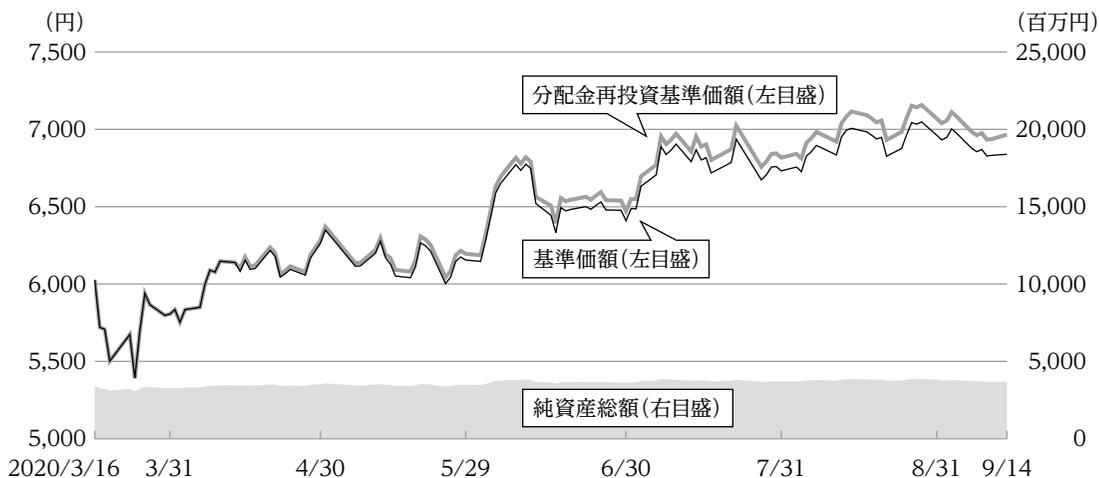
<運用報告書(全体版)の閲覧・ダウンロード方法>

ホームページにアクセス ⇒ 「ファンド情報」を選択 ⇒ ファンド名を選択 ⇒ 「目論見書・月報・運用報告書等」の「運用報告書(全体版)」を選択

運用経過

基準価額等の推移について

(2020年3月17日～2020年9月14日)



第168期首	6,027円
第173期末	6,839円 (既払分配金120円)
騰落率	15.6% (分配金再投資ベース)

(注1) 分配金再投資基準価額は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注2) 分配金を再投資するかどうかについては、お客様がご利用のコースにより異なります。また、ファンドの購入価額により課税条件も異なります。したがって、お客様1人ひとりの損益の状況を示すものではありません。

(注3) 分配金再投資基準価額は、作成期首の値が基準価額と同一になるように指数化しております。

基準価額の主な変動要因

当作成期の基準価額は上昇しました。

上昇要因

- ・保有銘柄の株価が上昇したこと。
- ・アジア・オセアニア地域の通貨が円に対して上昇したこと。

1 万口当たりの費用明細

(2020年3月17日～2020年9月14日)

項目	第168期～第173期		項目の概要
	金額	比率	
(a) 信託報酬	56円	0.878%	(a) 信託報酬＝作成期間の平均基準価額×信託報酬率 作成期間の平均基準価額は、6,388円です。
(投信会社)	(29)	(0.455)	委託した資金の運用の対価
(販売会社)	(25)	(0.384)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価
(受託会社)	(2)	(0.038)	運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価
(b) 売買委託手数料	7	0.104	(b) 売買委託手数料＝作成期間の売買委託手数料÷作成期間の平均 受益権口数
(株式)	(6)	(0.098)	売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う 手数料
(投資信託証券)	(0)	(0.005)	
(c) 有価証券取引税	5	0.084	(c) 有価証券取引税＝作成期間の有価証券取引税÷作成期間の平均 受益権口数
(株式)	(5)	(0.083)	有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する 税金
(投資信託証券)	(0)	(0.001)	
(d) その他費用	6	0.098	(d) その他費用＝作成期間のその他費用÷作成期間の平均受益権口数
(保管費用)	(1)	(0.023)	保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管 および資金の送金・資産の移転等に要する費用
(監査費用)	(1)	(0.013)	監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
(印刷)	(1)	(0.016)	目論見書および運用報告書等の法定開示書類の作成費用等
(その他1)	(3)	(0.046)	キャピタルゲイン税等
合計	74	1.164	

(注1) 作成期間の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注2) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

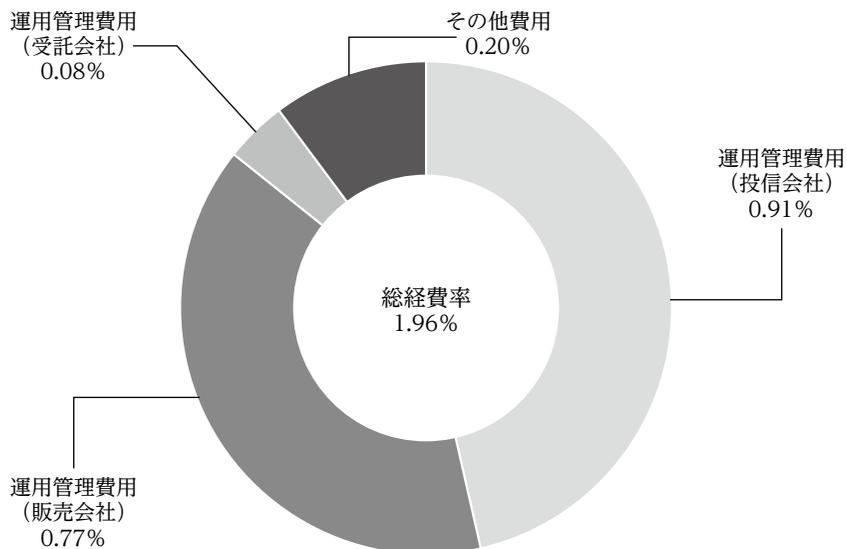
(注3) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を作成期間の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

(注4) 売買委託手数料、有価証券取引税およびその他費用は、当ファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、当ファンドに対応するものを含みます。

(参考情報)

■総経費率

当作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）は1.96%です。



(注) 各費用は、1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

(注) 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

(注) 各比率は、年率換算した値です。

(注) 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

最近5年間の基準価額等の推移について (2015年9月14日～2020年9月14日)



(注1) 分配金再投資基準価額は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注2) 分配金を再投資するかどうかについては、お客様がご利用のコースにより異なります。また、ファンドの購入価額により課税条件も異なります。したがって、お客様1人ひとりの損益の状況を示すものではありません。

(注3) 分配金再投資基準価額は、2015年9月14日の値が基準価額と同一になるように指数化しております。

決算日		2015/9/14	2016/9/14	2017/9/14	2018/9/14	2019/9/17	2020/9/14
基準価額	(円)	7,430	6,656	8,286	7,653	7,260	6,839
期間分配金合計（税引前）	(円)	—	240	240	240	240	240
分配金再投資基準価額の騰落率(%)		—	-7.2	28.4	-4.9	-2.0	-2.5
純資産総額	(百万円)	7,822	6,237	6,403	5,025	4,353	3,691

*当ファンドの運用の基本方針に適合した、公表されている指数が存在しないため、ベンチマークおよび参考指数を設けておりません。

投資環境について

アジア・オセアニア地域の株式市場

当作成期間のアジア・オセアニア地域の株式市場は、新型コロナウイルス感染拡大による影響に対応するため、先進国中央銀行が実施した前例のない規模での流動性供給が好感され大きく反発しました。

当作成期初から世界各国で新型コロナウイルスの感染者数の伸びに鈍化がみられたことで、感染拡大がピークを迎えるとの期待を背景に株価は上昇しました。また、各国で大規模な財政支援策や流動性供給策が発表されたこと、中国を中心に経済活動の回復を示す統計が確認されたことなども投資家心理にプラス

に働きました。株価は低金利環境が継続するとの期待に支えられ、企業業績や経済統計における今後の回復シナリオを織り込んで上昇基調で推移し、当作成期末を迎えました。当作成期中における業種別の値動きでは一般消費財・サービスや素材などの上昇が目立ちました。

為替市場

経済や企業業績改善期待から、アジア・オセアニア地域の多くの通貨は円に対して上昇しました。

ポートフォリオについて

当ファンド

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行いました。

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指しました。当作成期の投資行動では、バリュエーションが魅力的な水準にあり値上がりが期待できる銘柄の中から、配当利回りが

相対的に高い銘柄や今後の増配が期待できる銘柄などに注目し、市場を上回る平均配当利回りの水準を維持しました。

組入比率については、国・地域別では、オーストラリアなどを引き上げる一方、台湾などを引き下げました。セクター別では、一般消費財・サービスなどを引き上げる一方、金融などを引き下げました。

個別銘柄のパフォーマンスについては、台湾の半導体受託製造大手であるTSMC／台湾セミコンダクターの保有などがプラス要因となりました。一方で、中国（香港上場）の大手国営銀行である中国建設銀行の保有などはマイナス要因となりました。

ベンチマークとの差異について

当ファンドの運用の基本方針に適合した、公表されている指数が存在しないため、ベンチマークおよび参考指数を設けておりません。

分配金について

分配金額は、基準価額水準・市況動向等を勘案して、以下の通りとさせていただきます。なお、留保益の運用につきましては、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

分配原資の内訳（1万口当たり、税引前）

項目	第168期	第169期	第170期	第171期	第172期	第173期
	2020年3月17日 ~2020年4月14日	2020年4月15日 ~2020年5月14日	2020年5月15日 ~2020年6月15日	2020年6月16日 ~2020年7月14日	2020年7月15日 ~2020年8月14日	2020年8月15日 ~2020年9月14日
当期分配金 (円)	20	20	20	20	20	20
(対基準価額比率) (%)	0.328	0.325	0.309	0.290	0.285	0.292
当期の収益 (円)	6	10	20	20	13	7
当期の収益以外 (円)	13	9	—	—	6	12
翌期繰越分配対象額 (円)	593	584	598	623	617	605

(注1) 「当期の収益」と「当期の収益以外」は円未満は切捨てて表示しているため、合計が「当期分配金」と一致しない場合があります。

(注2) 当期分配金の「対基準価額比率」は当期分配金（税引前）の期末基準価額（分配金込み）に対する比率であり、ファンドの収益率とは異なります。

(注3) —印は該当がないことを示しています。

今後の運用方針について

当ファンド

引き続きイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド受益証券を高位に組み入れることにより、信託財産の成長を図ることを目指します。

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

世界規模での新型コロナウイルスの感染拡大による影響を軽減するため、各国の財政出動や中央銀行による利下げ、流動性供給に対して市場は反応を示していますが、引き続きボラティリティが高い状態が続くと思われれます。

当ファンドは分散投資によりリスクの低減を図りながら、先進国と比較して相対的に高い経済成長が期待される日本を除くアジア・オセアニア地域の株式へ投資を行います。今

後とも、個別銘柄のキャッシュフローと配当の持続可能性に注目したりサーチに基づき、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行う予定です。アジア・オセアニア地域の株式は米国や欧州などの主要株式市場との比較だけでなく、過去との比較においても割安な水準にあると思われれます。株式市場がマクロ経済などのニュースに敏感に反応するような局面では、株価の短期的な変動にも耐える投資期間を設定し、ファンダメンタルズとバリュエーションを十分に見極めるという投資の基本に立ち返ることが重要と考えられます。企業のファンダメンタルズと関係なく株価が変動する局面では、財務体質の強い銘柄への投資機会をうかがってまいります。

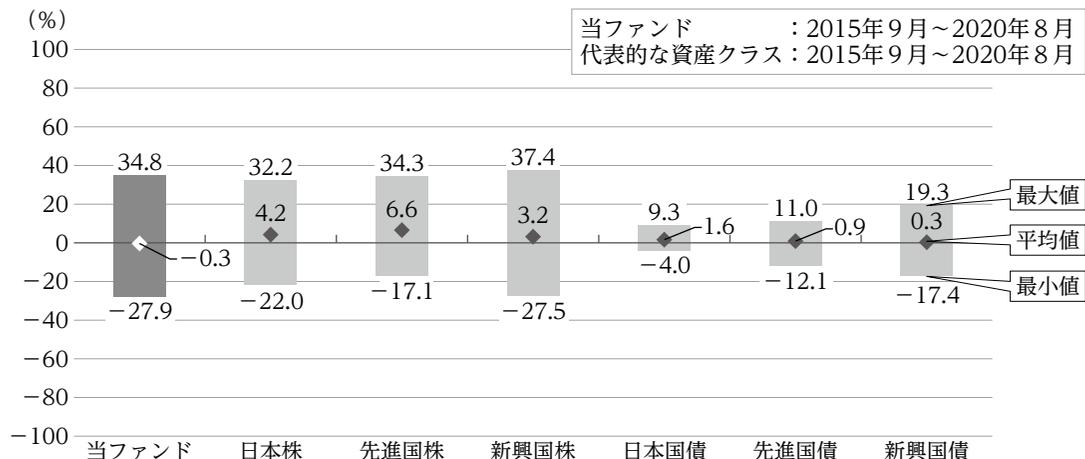
お知らせ

当ファンドについて受益者のみなさまに重要なお知らせがあります。13ページから始まるお知らせをご覧ください。

当ファンドの概要

商品分類	追加型投信／海外／株式	
信託期間	2006年3月30日から2026年3月16日まで	
運用方針	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。	
主要投資対象	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド	日本を除くアジア・オセアニア地域の株式を主要投資対象とします。
運用方法	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）	以下の投資制限のもと運用を行います。 <ul style="list-style-type: none">・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。・株式への実質投資割合には制限を設けません。・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド	以下の投資制限のもと運用を行います。 <ul style="list-style-type: none">・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。・株式への投資割合には制限を設けません。・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
分配方針	毎決算時（毎月14日。休業日の場合は翌営業日。）に、主に配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。また、3月、6月、9月、12月の決算時には、配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。	

(参考情報) 代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスについて、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。当ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数 (TOPIX) の商標又は標準に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)	MSCI Inc.が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)	
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	JPMorganGBIグローバル (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。
新興国債	JPMorganGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を当社が円換算したものです。

ファンドデータ

当ファンドの組入資産の内容

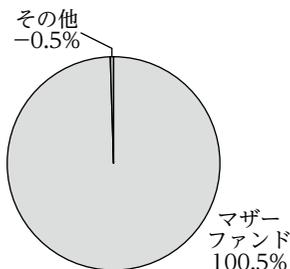
組入ファンド

(組入銘柄数：1銘柄)

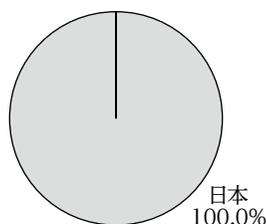
ファンド名	第173期末 2020年9月14日
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド	100.5%

(注)比率は当ファンドの純資産総額に対する評価額の割合です。

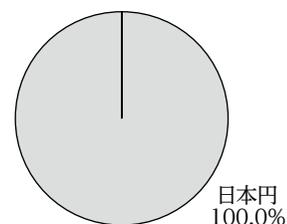
資産別配分



国別配分



通貨別配分



(注1)比率は当ファンドの純資産総額に対する評価額の割合です。

(注2)資産別配分において、未払金等の発生により「その他」の数値がマイナスになることがあります。

純資産等

項目	第168期末 2020年4月14日	第169期末 2020年5月14日	第170期末 2020年6月15日	第171期末 2020年7月14日	第172期末 2020年8月14日	第173期末 2020年9月14日
純資産総額 (円)	3,430,202,436	3,460,046,173	3,634,854,729	3,789,763,477	3,857,644,088	3,691,032,038
受益権総口数 (口)	5,640,364,041	5,644,928,656	5,639,770,808	5,517,912,063	5,505,188,320	5,397,234,056
1万口当たり基準価額(円)	6,082	6,129	6,445	6,868	7,007	6,839

*当作成期中(第168期~第173期)において追加設定元本額は63,020,274円、一部解約元本額は331,384,448円です。

組入上位ファンドの概要

<イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド>

基準価額の推移(2018年10月10日～2019年10月7日)

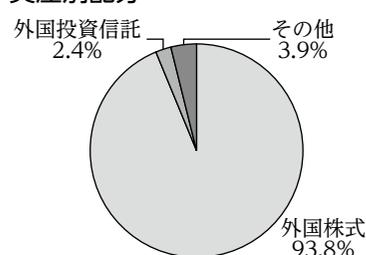


組入上位10銘柄(組入銘柄数：63銘柄)

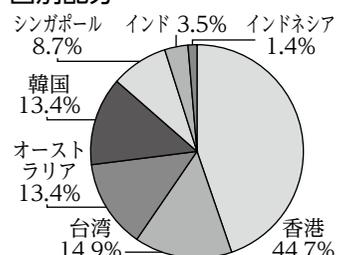
(2019年10月7日現在)

銘柄名	業種	国・地域	比率
Tencent Holdings Ltd	メディア・娯楽	香港	6.3%
Taiwan Semiconductor Manufacturing	半導体・半導体製造装置	台湾	5.3%
Samsung Electronics Co Ltd-Pref	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	韓国	4.3%
China Construction Bank Corporation	銀行	香港	3.4%
China Mobile Ltd	電気通信サービス	香港	2.5%
CK Hutchison Holdings Ltd	資本財	香港	2.3%
China Merchants Bank Co Ltd	銀行	香港	2.3%
DBS Group Holdings Ltd	銀行	シンガポール	2.1%
United Overseas Bank Ltd	銀行	シンガポール	2.1%
China Petroleum & Chemical	エネルギー	香港	2.1%

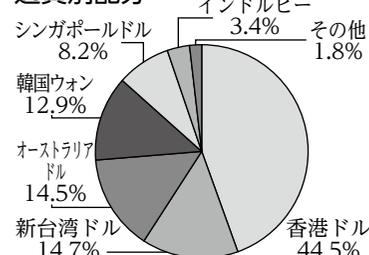
資産別配分



国別配分



通貨別配分



(注1) 組入上位10銘柄、資産別・通貨別配分の比率は純資産総額に対する割合、国別配分の比率は組入銘柄の総額に対する割合です。

(注2) 組入上位10銘柄、国別配分の国・地域は、株式が上場されている主要な金融商品取引所の所在国・地域を記載しています。

* 組入全銘柄に関する詳細な情報等については、運用報告書(全体版)でご覧いただけます。

1 万口当たりの費用明細

(2018年10月10日～2019年10月7日)

項目	当期		項目の概要
	金額	比率	
(a) 売買委託手数料	22円	0.097%	(a) 売買委託手数料＝期中の売買委託手数料÷期中の平均受益権口数 期中の平均基準価額は、22,524円です。
(株式)	(21)	(0.092)	売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
(投資信託証券)	(1)	(0.005)	
(b) 有価証券取引税	17	0.078	(b) 有価証券取引税＝期中の有価証券取引税÷期中の平均受益権口数
(株式)	(17)	(0.077)	有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金
(投資信託証券)	(0)	(0.001)	
(c) その他費用	15	0.067	(c) その他費用＝期中のその他費用÷期中の平均受益権口数
(保管費用)	(15)	(0.067)	保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
(その他1)	(0)	(0.000)	
(その他)	(0)	(0.000)	信託管理事務に係る手数料
(その他)	(0)	(0.000)	余資運用に係る費用（マイナス金利相当額）
合計	54	0.242	

(注1) 期中の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注2) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注3) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

お知らせ

弊社は、2020年4月3日付にて金融庁より行政処分を受けました。受益者様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の一層の強化等を通じて、再発防止に取り組んでいるところでございます。

今般の行政処分の対象となりました弊社の業務運営を原因として、当ファンドに不利益を生じさせた状態となっておりました。深く反省をするとともに、当ファンド及び受益者様に生じた不利益を解消すべく、下記の対応を行わせていただきましたのでお知らせいたします。

なお弊社行政処分の経緯および弊社の対応等の詳細につきましては、後掲の「弊社行政処分に関する経緯および弊社対応に関するご説明」をご覧くださいますようお願い申し上げます。

記

1. ファンドの仕組み

弊社「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）」（以下、「当ファンド」といいます。）は、ファミリーファンド方式*を採用し、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」（以下、「当マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主として日本を除くアジアおよびオセアニア地域の株式に投資します。

当ファンドおよび当マザーファンドを主要投資対象とするその他のファンド（以下、まとめて「ベビーファンド」といいます。）の基準価額は、当マザーファンドの基準価額をベースに計算されます。したがって、当マザーファンドにおいて発生する損益は、当マザーファンドの基準価額を通じて、ベビーファンドの基準価額に反映されます。

*ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

2. マザーファンドにおける費用負担とその影響

弊社の投信計理業務の外部委託の解約を契機として、2015年3月から、当マザーファンドにおいて、グローバル・カストディ*との契約に基づくカストディ費用に固定費が追加されていました。実際に当マザーファンドからカストディ費用に固定費を含む支払いが行われた2015年6月以降、当マザーファンドへの投資を行うベビーファンドの基準価額にも影響が生じていました。

*グローバル・カストディとは、海外株式等を一元して管理・保管する銀行です。また、カストディ費用とは、海外株式等を現地で管理・保管する費用であり、グローバル・カストディに支払われます。

3. ベビーファンド及び受益者様に生じた不利益の解消について

ベビーファンド及び受益者様に生じた不利益を解消すべく、弊社は以下の対応を行いました。なお、ベビーファンド及び当マザーファンドの過去公表済みの基準価額の遡及訂正は行いません。

(1) マザーファンドに対する固定費相当額の弁済

弊社は、2020年7月3日に、カストディ費用に追加された上記固定費相当額（2015年6月～2020年4月支払い分）を一括で当マザーファンドに弁済しました。

これにより、ベビーファンドの信託財産は原状回復し、ベビーファンドを保有いただいている受益者様に生じていた不利益は解消していると弊社は考えております。

なお、当ファンドの同日付の1万口当たり基準価額への影響額は、+4円です。

(2) ベビーファンドを過去に解約された該当受益者様への固定費相当額の返金

弊社は、当マザーファンドから固定費を含むカスタディ費用の支払いが行われた2015年6月以降にベビーファンドを解約された受益者様の解約価額（解約お申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額）への影響について、ベビーファンドの受託銀行の協力の上、計算を行いました。

上記計算の結果、下表中の「該当解約お申込受付日」の期間内に解約された該当受益者様の解約価額算出の基となった基準価額は、カスタディ費用の固定費追加の影響により不利益を受けたと認定し、該当受益者様に対して、固定費相当額を、販売会社様を通じて返金させていただいております。

なお、「該当解約お申込受付日」以外の期間において受益者様がお申し込みされた解約は、返金の対象になりませんので、御了承ください。

○イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）の1万口当たり返金額

該当解約お申込受付日	基準価額適用日*	1万口当たり返金額
2017年4月5日～2019年7月9日	2017年4月6日～2019年7月10日	1円
2019年7月10日～2020年7月1日	2019年7月11日～2020年7月2日	2円

※解約時には解約お申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額（解約価額）が適用されます。

(3) ベビーファンドを過去に購入された受益者様への影響

ベビーファンドを購入されたすべての受益者様につきましては、購入された時点において、不利益は生じておりません。ベビーファンドを保有いただいている受益者様に生じていた不利益は、(1)に記載のとおり解消していると弊社は考えております。

4. 受益者様ご自身によるお手続き

本件に関しての受益者様ご自身による特段のお手続きは不要です。

前記の「3.(2) ベビーファンドを過去に解約された該当受益者様への固定費相当額の返金」でご説明させていただきましたとおり、返金の対象となる該当受益者様には、準備が整い次第、順次販売会社様を通じてご連絡させていただいております。

また、前記「3.(3) ベビーファンドを過去に購入された受益者様への影響」でご説明させていただきましたとおり、過去に購入された受益者様につきましては、購入された時点において、不利益は生じておりません。

また、過去の購入代金に追加でご資金をお支払いいただくことや、返金させていただくことなどもございません。

以上

お問い合わせ先：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話：0120-981-083（お問い合わせ窓口）

（営業日の午前9時から午後5時半まで）

弊社行政処分に関する経緯および弊社対応に関するご説明

弊社は、2020年4月3日付で、金融庁より2ヵ月間の業務停止および業務改善命令という行政処分を受けました。行政処分の理由は、金融商品取引法第42条第1項への違反（投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況）というものです。弊社では、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の一層の強化等を通じて、再発防止に取り組んでいるところでございます。

2ヵ月間の業務停止は終了いたしました。今般の行政処分の対象となりました弊社の業務運営につき深く反省し、受益者様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、その経緯および弊社の対応等につきまして、以下ご説明申し上げます。

2020年8月末日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

記

1. 本件に関する経緯

弊社は投信計理業務*1についてA社に業務委託を行うとともに、A社のグループ会社であるB社に対して弊社が設定する投資信託のグローバル・カストディ業務*2を集約していました。

- *1 投信計理業務：投資信託の基準価額の計算や会計処理等を行う業務です。弊社では投信計理業務の一部をA社に対して外部委託していました。
- *2 グローバル・カストディ業務：グローバル・カストディとは、海外株式等を一元して管理・保管する銀行です。また、カストディ費用は、海外株式等を現地で管理・保管する費用であり、グローバル・カストディに支払われます。

2014年、A社に対しての投信計理業務の外部委託を解約することを決定し、2014年末頃からA社に対して解約のための交渉を行っていましたが、その際の解約交渉の条件の一つとして、A社のグループ会社であるB社がグローバル・カストディとなっている業務に関し、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」（以下、当マザーファンド）におけるカストディ費用の値上げの提示を受けました。カストディ費用の値上げは具体的には、従来の変動費（取引の内容、頻度によって変化するもの）のみの料率体系に、新たに固定費（受託財産の規模や取引件数に関わらず固定額を賦課するもの）を賦課したのようになっていました。

このカストディ費用の値上げは、当マザーファンド及び当マザーファンドを組み入れて運用している投資信託における費用の増加という結果になりますが、弊社は当該値上げの妥当性について何ら検討することなく受け入れを了承し、当該固定費は2015年3月から、グローバル・カストディとの契約に導入されました。本来であれば弊社は投資信託の委託会社として、固定費導入という値上げを受け入れる場合には、その妥当性等を十分に検討すべきであるにもかかわらず、弊社は十分に検討しないまま、値上げに反対をせず受け入れを了承し、弊社が運用する投資信託に当マザーファンドを組み入れて運用を行いました。

これら一連の行為と結果は、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、投資信託の委託会社としての忠実義務に違反するものであったと認識いたしております。

2. 本件における主な問題点と原因

弊社が認識している前記の経緯における主な問題点と原因は以下の通りです。

- ・当時の複数名の交渉当事者（退職済み）が、カストディ契約自体は受託銀行とグローバル・カストディが締結するものであり、弊社は契約主体ではなく直接的に関与しないという事実を利用し、本件交渉の全容及び当該値上げを、会議体等に報告しなかったこと。
- ・交渉当事者が、受益者利益優先の意識が希薄であったため、本件交渉に当たって受益者利益よりも会社利益を優先した意思決定を行ったこと。
- ・当時の社風として、社内での情報共有や議論が十分にされず少数人数による意思決定が行われることが多かったため、形式論的な判断のまま進めることを可能としてしまったこと。
- ・当時の代表取締役社長兼CEOが、本件に係るA社グループとの包括的提携関係の経緯及び利益相反の構造等を十分に理解しないまま、交渉当事者による交渉について適切な指揮・監督、妥当性の検証を行わず、管理者責任を怠り、本件にかかる問題を検知できなかったこと。

3. マザーファンドへの影響

上記1. でご説明申し上げました経緯の結果として、2015年3月から、当マザーファンドのカストディ費用に、固定費が新たに賦課されましたが、金額としては、固定費として年額174,000米ドル*でした。

*固定費として年額174,000米ドル：約2,091万円、2015年3月末時点の為替レート1米ドル=120.17円として換算。実際には年額の固定費は、月割りで請求されるため、その時点の為替レートによって円貨額は変動します。以下、同じ。

なお、2015年3月末時点での当マザーファンドの純資産総額は約7,435億円であり、年間約2,091万円の固定費の追加は当マザーファンドの純資産額に対して、年間約0.0028%の費用増加となりました。

4. 関連する国内公募投資信託

当マザーファンドを投資対象とする「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）」（以下、「当ファンド」といいます。）を含めた4本の国内公募投資信託（以下、関連ファンド）が本件に関連しています。

5. 本件に関する対応

弊社は、弊社の忠実義務違反の結果生じた負担増加につき深く反省をするとともに、次の対応を行っています。

(1)固定費が支払われた期間

カストディ費用に付加されていた固定費部分（年額174,000米ドル）は2015年3月分から2020年1月分まで課されていましたが、受託銀行、グローバル・カストディの協力のもと、現在は撤廃され2015年3月の値上げ前の状況に戻っています。これによって、固定費部分が課されていた時期は、グローバル・カストディとの契約上は2015年3月～2020年1月分の4年と11ヵ月間、実際に当マザーファンドでカストディ費用の固定費部分の支払いが行われた期間としましては、2015年6月から2020年4月までとなります。

(2)固定費相当額の当マザーファンドへの弁済

2015年6月～2020年4月の4年11ヵ月の間に当マザーファンドより支払われた固定費相当額855,500米ドル（96,331,763円）を2020年7月3日に弊社から当マザーファンドへ一括して弁済することにより、当マザーファンドの原状回復を行いました。この効果は、当マザーファンドに直接、間接的に投資する関連ファンドの資産評価にも反映され、当マザーファンドと関連ファンドに対する原状回復が完了しております。

なお、2020年7月3日付の原状回復による当ファンドに対する1万口当たり基準価額への影響額は、以下の通りです。

【2020年7月3日時点で当マザーファンドに対する原状回復を行ったことによる基準価額への影響】

	2020年7月3日 基準価額（1万口当たり）	原状回復による影響額 （1万口当たり）
イーストスプリング・アジア・オセアニア 好配当株式オープン（毎月分配型）	6,632円	+ 4円

(3)過去に公表済みの基準価額の訂正

上記（2）でご説明の通り、当マザーファンドと関連ファンドに対する原状回復は完了しておりますが、弊社および受託銀行による再検証を行った結果、過去に公表した基準価額への影響は軽微であるため、基準価額自体の訂正は行いません。したがって、約定取引の遡っての修正や、個別元本の変更等もございません。

(4)過去に解約された該当受益者様へのカストディ費用の固定費相当額のお支払い

前述の関連ファンドについて、2015年6月10日～2020年7月1日までの期間において、解約された受益者様におかれましては、過去のグローバル・カストディ費用の値上げ（固定費の追加）の影響により、受け取られた解約価額に不利益が生じている可能性がございます。そのため、弊社は、実際に当マザーファンドから固定費を含むカストディ費用の支払いが行われた2015年6月以降に関連ファンドを解約された受益者様の解約価額（解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額）への影響について、受託銀行等の協力の上、計算を行いました。

前述の通り、基準価額自体の訂正は行いませんが、弊社といたしましては、過去に関連ファンドを解約された受益者様の受け取られた解約価額に不利益が生じている場合については、その差額分を販売会社様を通じて該当する受益者様に返金させていただくこととしました。（上記期間のうち、具体的には以下の期間において、解約のお申込をいただいた受益者様が今回の返金の対象となります。）

	該当解約お申込受付日	基準価額適用日*
イーストスプリング・アジア・オセアニア 好配当株式オープン（毎月分配型）	2017年4月5日 ～2020年7月1日	2017年4月6日 ～2020年7月2日

※解約時には解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額（解約価額）が適用されます。
※上記「該当解約お申込受付日」以外の期間において受益者様がお申し込みされた解約は、返金の対象になりませんので、御了承ください。

(5)過去に購入された受益者様への影響

当マザーファンドでカストディ費用の固定費部分の支払いが開始された時点以降に、関連ファンドを購入されたすべての受益者様におかれましては、購入時の基準価額は、当マザーファンドで固定費部分の支払いが行われた影響を受けたものとなっており、固定費相当分だけ低い基準価額で購入されたと考えられるため、購入価額における特段の不利益などは生じておらず、現在も保有いただいている受益者様に生じていた不利益も、（2）に記載のとおり解消していると弊社では考えております。また、（3）に記載しましたように、基準価額自体の訂正は行わず購入価額への影響はございませんので、過去のご購入代金に追加でご資金をお支払いいただくことや、返金させていただくことなどもございません。

6. 弊社における業務運営の改善について

弊社は、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の一層の強化等を通じて、再発防止を図ってまいります。再発防止を含めた業務改善計画の一部は以下の通りとなります。

(1) 法令等遵守体制に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直し

① 経営陣主導による法令等遵守体制の見直し

取締役会の構成を見直し、2020年4月に社外取締役を任命しました。この他、法令等遵守体制の見直しについて、弊社が中長期で取り組むべき課題・提言が、2020年7月開催の取締役会に社外取締役より報告され、8月以降、継続的にグループ会社の関係者も含めて討議していくことになっております。「利益相反管理規程」の見直し及び改訂は2020年7月開催の取締役会にて審議され、承認されました。

② 社内特別研修の実施

従来への研修に加えて、本件に基づくテーマを定め、2020年中に計4回（毎四半期）の特別研修を集中的に実施いたします。

社内における「忠実義務」の推進・徹底を目的として、特に投資運用業者として遵守すべき「忠実義務」及び「善管注意義務」に関する研修を2020年2月に、「投資運用業者における利益相反管理」に関する研修を2020年6月に実施しました。さらに年内に2回の特別研修を予定し、全役職員の参加を義務付け、法令等遵守を重視した企業文化の醸成及び定着を目指してまいります。

③ 各種規程・業務マニュアル見直し

コンプライアンス・マニュアル、利益相反管理規程の見直し及び改訂は、2020年7月開催の取締役会において審議・承認され、当該改訂内容を役職員へ周知しました。さらに、研修における社内での周知徹底を今年下期中に実施予定です。

各部横断的な社内チームにより、弊社が策定し公表している「お客様本位の業務運営」を実行するための方針について本件を踏まえ見直しを実施し、新たに5つの方針として整理しました。また、「お客様本位の業務運営の取組状況」の自己評価も実施し、2020年6月30日に当社HPを通じて公表いたしました。

④ 法令等遵守を尊重する企業文化の醸成及び定着

毎週開催される朝会で、全役職員に対する「お客様利益の優先」を実現するためのコンプライアンスの重要性の働きかけを定期的かつ継続的に行っており、四半期ごとに開催する全社員集会等においても行っていきます。また、全役職員を対象として、倫理的行動に関する全員参加型ワークショップを実施いたします。

⑤ 経営陣主導による改善計画の完遂に向けた取り組み

改善計画の策定及び遂行は、経営委員会が月次で行い、その進捗状況を取締役に報告しています。特に本改善計画の遂行に関しては、経営委員会が計画ごとに責任者及び担当チームを任命することにより、全社的に改善に取り組む体制とします。本改善計画の実効性については定期的な検証を行い、必要に応じて見直しを実施します。また、業務改善報告提出後、全役職員向けの本件に関する社内説明会を行いました。その後、毎週の全社員参加の朝会において、業務改善計画の実施状況について逐次報告を行っております。

(2)投資運用業に係る意思決定における社内プロセスの明確化及び具体的な再発防止策

① ファンド・ガバナンス委員会の設置

投資信託に係る意思決定の妥当性を、主に利益相反の観点から包括的に検証を行う組織として、「ファンド・ガバナンス委員会」を2020年7月の取締役会で承認し新設しました。受益者負担に影響を及ぼす重要な契約については、新規、変更、更新のいずれの場合も検証対象とします。

② ファンド運営における管理体制の強化

ファンドにおいて受益者が負担する「その他費用」について、基準額を超えるものは、投信計理業務を担当するオペレーション部長に加えて、リーガル&コンプライアンス部長の事前承認を必要とします。「その他費用」の管理状況についてはオペレーション部が、運用報告書等における開示状況についてはリーガル&コンプライアンス部が、それぞれ前述のファンド・ガバナンス委員会に対し該当期間中の状況について報告を行い、検証を受けます。

③ 利益相反管理の強化

利益相反管理規程の見直し・改訂、及び利益相反管理に関する特別研修に加え、利益相反に関するワークショップを開催し、各部署がそれぞれの業務において想定しうる潜在的な利益相反事例の特定を行い、その内容を反映する形で、2020年6月末に利益相反事例集の改訂を行いました。今後も原則として年1回開催し、利益相反事例集の見直しを行います。

④ 意思決定状況の検証

社内意思決定に関する遺漏の再発防止を徹底するため、各委員会における承認・審議・報告事項の点検を実施しました。それにあたっては、業務の流れを一覧表にし、投資運用業に係る重要な意思決定が現在の弊社の何等かの合議体（委員会もしくは協議会）でなされているかを検証し、現行の合議体のいずれかにてカバーされていることを確認しました。その点検結果はファンド・ガバナンス委員会に報告され検証を受け、最終的には取締役会に報告されます。

⑤ 既存ファンドの自主点検

弊社が設定する全ての投資信託を対象として、直近から過去5年程度まで、カストディ費用を含むいわゆる「その他費用」の支払い状況及びその基となる契約や請求書の確認等の自主点検を実施し、本件及び本件に類似した利益相反や忠実義務違反に相当する事例がないことを確認しました。その結果はファンド・ガバナンス委員会に報告され、検証を受けました。

(3)経営陣を含めた責任の所在の明確化

弊社および弊社の実質的な親会社であるプルーデンシャル・コーポレーション・アジア（PCA）は、本件に対する金融庁行政処分を非常に厳粛に受けとめております。本件に係る役職員の責任を明確化すべく、社内規則に従い処分を実施いたしました。

英国プルーデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているプルーデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるプルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

以 上